

# 滋賀県流域治水検討委員会 第2回学識者部会 議事録

日 時：平成22年5月24日(月) 10:00～12:30

会 場：滋賀県厚生会館別館 4階 大会議室

出席者：37名(傍聴者含む)

委員 多々納委員長、大久保委員、小浦委員、中川委員、堀委員、山下委員

オブザーバー 市町担当者、県関係部局担当者

事務局 流域治水政策室

議 事：

- 1 開会
- 2 議事  
学識者部会の提言について
- 3 閉会

〔午前 10時 開会〕

## 1 開会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから滋賀県流域治水検討委員会学識者部会を開催致します。委員の先生方には大変お忙しい中、学識者部会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員の皆様と、オブザーバーとして行政部会を構成する市町の方々や県関係課の皆さんにお集まりいただき、公開で開催させていただきます。傍聴者の方につきましては、受付でお渡し致しました傍聴要領のご確認をお願い致します。また、携帯電話の電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願い致します。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下の方に枠囲みで3つの資料を書かせてもらっております。資料1、参考資料1、参考資料2、皆様お手元にごございますでしょうか。

それでは開会にあたりまして、滋賀県土木交通部竹中部長がご挨拶申し上げます。

竹中土木交通部長

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。土木交通部長がこの会議に出席するのは初めてでございますので、一言これまでの治水政策と流域治水というものの考え方を、私なりに整理した観点を申し上げます。

一つは、流域治水ということは、これはも

う従前から当然あってしかるべきことが、どうも近代河川政策の中で裏付けられていないという視点でございます。もう一点は、その河川政策が10年、20年で出来るかどうかという予算の問題、余りにも膨大な工事量に対しまして、それほど進めることが今日、明日に出来るほどのレベルではないという問題です。

このことに関しましては、私ども土木交通部の河川政策に携わる職員は広く認識していたのではないかと思います。しかし、そうとは申しましても、どのような洪水になりましても一般県民の方の生命を守る、この政策は絶対的に優先されるべきものでございます。あるいは家屋が流失する等の壊滅的な被害を避ける、これも私ども行政にとって非常に大事な使命でございます。こういう考えの下、県民の皆様と流域治水に取り組んでいくことにしたということでございます。このことは、もちろんご承知のとおりかと存じますが、土木交通部長としましても、認識を共有しているところでございます。

また、その流域治水の基本的な考え方を“流域治水基本方針”としましてとりまとめるべく、行政部会あるいは住民会議、この検討を進めて参りました。併せて専門的な見地から検討を行っていただくために、平成21年7月にこの学識者部会を設置し、組織頂いているところでございます。水害リスクの評価方法、あるいは水害リスクを考慮した土地利用や建築等のまちづくり、こういうものの検討をお願いしたところ、現地調査あるいは6回に及ぶ検討会におきまして、ご尽力をいただきました。本日、どうやら提言がいただけ

る段階にまできたと聞いております。また、提言をいただきますれば、その内容につきまして、行政部会での検討も踏まえ、流域治水基本方針にしっかりと反映し、“自助・公助・共助”一体となった滋賀県における流域治水政策として推進して参りたいと考えております。

開会に当たりまして、こんにちまでのご労苦にお礼を申し上げますと共に、今日のご審議をよろしく願い申し上げます。挨拶と致します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは今後の進行につきまして、多々納委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

## 2 議事

### 学識者部会の提言について

多々納委員長

おはようございます。多々納でございます。

この委員会も、後で目次といいますか表題を見ていただきますと、第2回学識者部会ということではございますけれども、実は内部的な検討会ということでは、後で提言の文章の中にもありますが、7回くらいに渡って現在までの提言書を作成する内容について、真剣な議論を行って参りました。

今日は最終的に事務局の方で成案をまとめていただきましたので、この場が多分最後のチェックの機会になるかと思えます。諸委員の先生方に関しましては、今から事務局の方から説明をいただきますので、忌憚ないご意見をいただいて最終成案をきちんとしたものにしていただきますように、ご協力の方よろしくお願い致します。

それでは事務局のほうからご説明をいただきたいと思えますが、よろしくお願い致します。

事務局

各先生方から頂戴したご意見を踏まえて、作成させていただきました提言案について説明させていただきます。

これまでの内容について、今日は一般傍聴の方も居られますので、提言の内容がどういったものなのか、ということも説明の中で触れさせていただきますが、基本的には先生方

からメール等々で先週までにいただいたご意見の中で、前回までの文章と大きく異なった部分、あるいは考え方として新しく入ってきた部分を中心に説明をしていきたいと思えます。

まず資料1、提言案をご覧ください。この提言の中心として提言されている内容については、一般傍聴の皆さんも含めて4ページをご覧くださいと思います。4ページに図-3を付けさせていただいておりますが、ここで図の中に重点施策の～までの順番を付けています。ここが学識者部会から県に提言していただく主な施策です。

まず、重点施策 ですが、水害に強い地域づくりの基礎情報として、地先の安全度を評価する。施設ごとの安全度ではなくて、流域内の各地点・地点の安全度を評価しましょう、評価しなさいという内容です。さらに重点施策 ですが、それらの情報を県民の皆さんに広く情報開示し共有しなさいという内容です。さらに、水害リスクを考慮した土地利用・建築に関する法制度の活用ということで、地先の安全度の情報を用いて、これまで土地利用だとか建築に関する法制度が未活用であった部分を、水害リスクを考慮した安全な住まい方が出来るようにしっかりと活用していきましょう、といった内容です。さらに水害に強い地域づくり協議会、あるいは水害に強い地域づくり計画の策定・実施ということで、県民の皆さんを含めて市町の皆さんも含めて、自助・公助・共助一体となって流域治水を進めていくための計画を検討するためのプラットフォームとして、水害に強い地域づくり協議会の設置あるいは計画策定の仕組みを作ることを提言していただいております。さらにこういった対策の結果、流域治水政策の効果あるいは流域内でのいろいろな開発や連続盛土（道路等）の整備の結果、どういう風に地先の安全度が変わったかといったことをチェックして、さらに地先の安全度の評価にフィードバックしていくといった内容となっております。

これまで先生方から、各検討会あるいは電子メール等々のやりとりでご意見をいただきました。多々納委員長と5月15日に、最終的に先生方からいただいた意見を見ながら、この案を作成させていただいたところです。参

考資料1に先生方からのご意見への対応を逐一書かせていただいております。時間がありませんので、主なポイントだけ説明させていただきたいと思っております。

資料1の提言案の11ページ目を開けて下さい。主な変更点として、(表現方法)、下から5行目、“また、「地先の安全度」を総合的に勘案した指標として、期待被害率を活用するとよい。期待被害率は、例えば、ある箇所一般家屋が立地した場合に、そこで想定される被害額と当該家屋の総資産価値との比で表される。”といった文章を追加しております。これは被害別・確率別に地先の安全度を表現するといったものに加えて、総合的に勘案した指標として期待被害率というものの活用をすることとして、この文章を新たに付けさせていただきます。

さらに、考え方のところで修正させていただいたのが15ページです。特に、ここでは、土地利用規制あるいは建築規制を行う区域の設定の考え方について、各先生方からご意見を賜りました。各先生方から頂戴したご意見については、参考資料1、修正履歴をご覧ください。13ページの真ん中にご意見等の欄があります。小浦先生から、“計画的な概念としては、流失・水没が予見される「箇所」すなわち解析結果のうち、必要なところに「規制区域」を設定するという考え方。解析結果(公開)にもとづき、全ての対象箇所を規制するという前提ではないので、そのスタンスを明快にし全体の調子を整えるべき”といったご意見をいただきました。

さらに、当該箇所について15ページをご覧ください。15ページには山下先生、小浦先生、大久保先生からそれぞれ同じ箇所の修正の文章のご意見を頂戴しております。山下先生からいただいた修正案は、“なお、規制する範囲を設定する際には、「地先の安全度」の解析結果を機械的・画的に適用すべきではなく、個々の家屋の宅盤高と計算水位とを比較して判定するなど、不合理な私権制限を回避し、実情に応じたきめ細やかな対応を行うことが必要である。また、水害対策の観点とともに、地域の新たなまちづくりを阻害したり、歴史的に形成された景観を破壊したりすることのないよう、適切な配慮を行うことが必要である。”という文章

です。

小浦先生からは“ただし、不合理な私権制限を回避するため、解析結果にもとづく規制対象のうち、規制範囲の設定においては、地域の土地利用や水害への備え(例えば個々の家屋の宅盤高と計算水位とを比較など)を配慮し実情に応じたきめ細やかな判断が必要である。また、水害対策の観点からは規制対象区域となるところでも、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう、規制区域指定の運用においては総合的な計画判断が求められる。”といった修正案を頂戴しております。これに関して、“個々の家屋の宅盤高と計算水位とを比較して判定するだけでは、計算の域を出ていない。土地利用動向や水害への備えなど地域の実情を考慮すること、あるいは、人口動向などもこれから重要である。”ことも加味した文章にするようご示唆をいただいております。

大久保先生からは“ただし、不合理な私権制限を回避するため、規制対象を設定する際には、解析結果を画的に適用するのではなく、個々の家屋の宅盤高と計算水位とを比較して判定するなど、実情に応じたきめ細やかな対応が必要である。また、歴史的に形成された景観の保全等、関連する諸要素を総合的に考慮した地域づくりに配慮する必要がある。”といった修正案を頂戴しております。

多々納委員長にご相談に伺いましたところ、総括して「地先の安全度に基づき区域を設定する」という前提を書いた上で、続けて、前半を山下先生の文章、後半部分を小浦先生の文章を採用する。ここは重要なポイントなので、枠囲みにして、A・B区域の説明の前に入れておくべきだといったご指示を頂戴しました。

それらを踏まえて修正した内容が、資料1でいうと15ページ、参考資料1でいうと13ページになります。参考資料1の13ページの右側にアンダーラインのところですが、(規制を行う区域の設定)“「地先の安全度」の解析結果に基づき、土地利用・建築を規制する区域を設定するものとする。ただし、区域設定に際しては、「地先の安全度」の解析結果を機械的・画的に適用すべきではなく、地域の土地利用や水害への備えなどを配慮し(例え

ば、個々の家屋の宅盤高と計算水位とを比較するなど)、実情に応じたきめ細やかな判断が必要である。また、解析結果を機械的に当てはめた場合に規制対策区域となるところでも、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう、規制区域指定の運用においては総合的な計画判断が必要である。”という文章にさせていただいたところ です。

主な変更点、特に複数の先生方からご意見をいただいて修文をさせていただいたポイントはこちらでございます。それ以外の文章は、先生方から頂戴しました修正案を基本的にはそのまま反映し、提言案にさせていただいているところ です。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

多々納委員長

ありがとうございました。それでは、今事務局のほうから全体の提言案の概要と、いくつか前回までの部会の中での議論という内容につきまして、主要な論点というのを整理していただきましたけれども、最後のところを議論していくのに一番手間がかかると思うので、出来ましたら前のほうから順番に見ていきたいと思っておりますけれどもよろしゅうございますか。

では、まず“はじめに”のところでございますけれども、先生方お手元のところに、修正意見履歴というものがございますので、そちらを見ていただいて、特にご意見があればそのところを修正させていただくと。最終的な修正になりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

この図-1、滋賀県が進める流域治水の枠組みというものをあげた上で、提言に対して諮問事項と提言内容の概要を見ていきたいと思っておりますけれども、何かご意見ございますでしょうか。

中川委員

“とどめる”っていうのは、どういう言葉がいいのかピンと来ないですけど、“とどめる”ということと、ここに書いてある対策とちょっとうまく繋がってないような気がしますけど。これが実際、文章と、水をとどめるとそういう意味ではなくて、何かそのシンボリックに“とどめる”という意味で言葉を使

ってるんだと、それは分かるんですけど。それにしても、“とどめる”っていう意味が伝わるのかなっていう。ちょっと疑問です。今頃言ってすみません。

多々納委員長

それは諮問事項ではなく、滋賀県さんの方で作られてる中身なので。

中川委員

考え方だけちょっと教えてください。

多々納委員長

事務局の方からご説明いただけますか。

中川委員

言葉の持っている意味と、ここに書いてある輪中堤・二線堤・霞堤・水害防備林・土地利用規制・耐水化建築というものは、“とどめる”ということに、どういうイメージを持っておられるのか。

事務局

はい。この“ためる”・“とどめる”・“そなえる”というキーワードは、3年半前に流域治水政策室ができて半年くらいで整理された言葉なんですけど、特に“とどめる”ということについては、それぞれ県民の皆さんが家に居てそこから洪水に襲われる。それに対して、輪中堤あるいは二線堤、霞堤といったものについては、流れてくる水をとどめてくれるもの、溢れた後の水をとどめてくれるもの。そういったイメージで“とどめる”という言葉がここに用いられていると認識しております。

多々納委員長

中川委員、よろしいですか。

中川委員

これがキャッチフレーズだったら、ぜんぜん大丈夫、いいんですけどね。ずっと前から不思議でした。

事務局

事務局としても今後じっくりくる表現があれば、うまく置き換えていく、あるいは分類を整理していくことを考えたいと思っております。

多々納委員長

水をとどめるというのは、被害が発生しにくくなるように被害を抑えるというイメージだと思っておりますけれども。そこを“とどめる”と表現されているんだと思います。

中川委員

用途もあるということ。

多々納委員長

そういうことですね。

それで、ただ私の方からも一つだけご質問があるんですが、“目的”のところなぜだけ太い字で書かれているんでしょう。なんかそこまで強調しなくてもいいのかなと。（最優先）って書いてあるので、出来たらこの辺をもう少し見やすくしていただけたらと。特に“生活再建が困難となる被害を避ける”というのも、この提言の中でかなり重要な部分だと思うので、出来ればこの“目的”のところは同じように書いていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。それでは他にございますか。

では、“基本的な考え方”の方に進ませていただきたいと思います。ここは全体としての提言がどういう構成要素になっているかということ、それぞれの重点施策の意義等を取りまとめたところであると理解しておりますが、ここに関しましては、主として大久保先生の方からいくつかご意見をいただいているようなんですけれども、十分直っておりますでしょうか。

大久保委員

はい、基本的には細かい修文関係ですので、特に大きなミスはないと思います。

多々納委員長

それでは、ここはよろしゅうございますか。

それでは、重点施策の具体的な内容を説明しております“3.重点施策”の方に入っていきます。

では、まず“3.1「地先の安全度」の評価”でございますが、この点に関しましても、前述しました評価の方法、外力の規模それから被害の種別、被害の判定、表現方法という形で、基本的には3.1の内容をそれぞれ整理いただいています。

先ほど事務局の説明の中にもありましたように、11ページのところに当初事務局案の中に追加的に入れさせていただいたのは、“期待被害率を活用すると良い”という文章でございますが、これは個別の被害モードの発生確率だけでリスクを表現するという表現になっておりましたので、追加的ではあるんですけれども、総合指標的なものを入れさせてい

ただこうということで、入れさせていただいております。この点に関しましては、当初から計算等について、すでに活用していただいているというふうに考えているんですけれども、ご意見等いただければと思います。いかがでしょう。

原文でよろしゅうございますか。それほど大きなご意見は…。中川委員の方から特に凡例のところですかね、ご意見をいただいていると思いますが、改定は出来てますでしょうか。12ページですね。

事務局

事務局です。これまでのものは、発生確率をP、再現期間をTというアルファベットで表現して、両方提起するような形で書いていたのですが、これでは一般の方々にはよくわからないのではというご指摘を、以前中川先生から頂戴しております。

堀委員

すみません、よろしいですか。

多々納委員長

はい、どうぞ。

堀委員

はい。細かいことですが、図-6から図-8の凡例ですけれども、凡例の上から4段目“2.0%～3.4%以下”、その次が3.0%から始まっています。それと、同じような細かいことですが、8ページの脚注のところですね、“単位幅運動量/単位堆積重量”の堆積が間違っているので直しておいてください。体積、ボリュームですね。

多々納委員長

単純ミスですね。直していただけますか。よろしく願います。

これ、パーセントになってるってことに気が付くのがすごく遅かったんですが。パーセントのほうがわかりやすいですか。中川委員、この標記の方がよろしゅうございますか。どちらがわかりやすいかっていうのはありませんね。単に(T XXyr)とか書いてあるよりはいいですけど、言葉として、例えば200年に一度以上の確率で被害が発生するエリアとか、そういう言葉のほうがわかりやすいのかなあと。特にこの後ろの15ページ以降のところに出て参ります、リスクの頻度の方ですね。そちらの方で見ていく場合に、1/2、1/10とか書いてあったりするもんですから、そのあた

りの説明もちょっと横に付けていただいて、分かりやすい日本語も検討いただけたらと思います。このあたりについては、後で事務局の方と私の方で検討させていただければと思います。それ以外のところはよろしゅうございますか。

では、また後でお気づきになりましたら、進めていただきたいと思いますのですが、私の方から、出来ましたらこの計算例のところ、同様に期待被害率の分布の例というのをを出しておいていただけたらありがたいなと思うんですが。それが、実はそこに住んだ時に覚悟しないといけない資産被害の期待値の率を与えますので、先ほどの生命というところを除いた場合の、財産とか壊滅的についてという議論のところでは意味を持つ値ですから、ここに載せておいていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、3.2の方に入っていきたいと思えます。こちらは提言事項の2番目で、「地先の安全度」に関する情報の開示及び共有に関する内容でございまして、どういう考え方をまず持って開示・共有するのかということが書いてあります。これは13ページだけでございます。これはこれでよろしゅうございますか。

精神としましては、自助・公助・共助一体として進めるために、こういう情報開示を進めますということだと思えますが、ご意見いただければと思います。特にこの参考-5のところ、いくつかご意見をいただいているとは思いますが、このような修正でよろしゅうございますか。

それでは、3.2はこの形で進めさせていただきます。

では、3.3です。こちらは、今度は先ほどまでこういう形で整理をすと言ってきました「地先の安全度」あるいは水害リスクですね、それを実際に活用して、土地利用や建築に関する規制もしくは計画誘導といったところについての考え方をまとめていただけたところでございます。内容としましては、土地利用と建築規制による人的被害と深刻な資産被害の回避という考え方の整理と、規制を行う区域の設定、さらには人的被害を回避するために建築を規制する仕組みであったり、生活が困難となる被害を回避するために土地

利用、市街化を抑制する仕組みであったりいたします。

従って、ここの3.3では主として規制についての考えをまとめたところでございますが、ご意見をいただきたいと思えます。まず、最初の枠囲みあるいはそのこのページ、14ページの内容ですけれど、ここに関してはほぼこれでよろしいのでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。小浦先生、いかがですか。

小浦委員

“生活再建が困難になる”というのはどれぐらいのイメージで使ってらっしゃるのかがわからなくて。これはこんな感じでよろしいでしょうか。

“生活再建が困難になる”といった場合、床上浸水を言ってらっしゃるのですよね。

事務局

はい。床上浸水以上の浸水については、家屋内の財産の被害が生じますので、そういう意味では精神的なものも含めて、“生活再建が困難となる”という表現をこれまで使わせていただいております。

小浦委員

家屋あるいは資産への影響というよりは、“生活再建が困難”というの意味が広がって、結構難しい言葉のような気がします。もう少し一般的に書くのがいいのかなと。

多々納委員長

これより、“甚大な資産被害が生じる”と書いた方が素直なのは素直だと思いますが。

“深刻な資産被害”の方がいいかな。事務局、全部のところ“生活再建が困難となる”と書いてらっしゃると思うんですが。気持ちは分かるんですが、必ずしも被害だけで決まらないですね。資産保有状況とか、もしくは日本ではあまり無いですが、水害が起きた後に国や県が再建の助成をするという話があれば、再建は可能な訳で。そうすると、費用的なリスクやファイナンスとかそういうものにも依存しますので、誤解を避けるために、これは被害が大きくなるのが問題だということですね。ですから、“深刻な資産被害が生じる”とか、上のところにちゃんと書いてあるので、その言葉が使われた方が良いのではないかと思うんですが。

中川委員

資産って何ですか。

多々納委員長

資産。資産は何ですか。難しい…。

中川委員

例えば、牛とか豚とかも含めてですか。

多々納委員長

入りますね、資産。資産というのは、通常でいうとたぶん…。先生一番よくご存じ…。ご専門の先生に聞いていただいたら…。

大久保委員

財産的な価値のあるもの。

多々納委員長

ここでは、人的被害、人命と資産の両方が重要だということで、もちろん人命に関しては後で出てきますけれど、こういうリスクで危険に曝されると。それに対して、資産の方は床上浸水が頻発するかどうかということを議論の対象にしているということで、そのあたりのメリハリはついているのではないかと思います。

中川委員

家屋資産には限定しない、今回の場合は。

大久保委員

“深刻な”というところで線引きがなされて、資産自体の中には入るとは思うんですけど、今回は先ほどのように床上…。

中川委員

ということは、家屋被害というか家屋資産、家屋に関する資産、一般資産と考えていいんですか。

多々納委員長

もちろん。

中川委員

要するに、そういった動物というのは、例えば牛舎とかあるところは治水上安全なところではないような場合もある訳ですよ。そうしますと、そういうところも守るのかという話になるんじゃないですか。そうすると、人命ということとその考え方を…。

多々納委員長

もちろん、開発行為についての話をここから先はしていったり、土地利用の話をするので、そこについて守るのかどうかの議論はここでは対象ではないですね。

中川委員

そういうものを資産として考えるのかどうかという…。

多々納委員長

資産としては考えていいのではないかと思います。ただ、それをどういう方法で対応していくかについては、個別の資産の種類に応じて議論が出てきていると理解はしますが、事務局、そういうことでよろしいですか。

山下先生、ご意見どうですか。

山下委員

床上浸水が頻発する、そうすると家屋の建て替え、修繕あるいはいろんな家財道具その他も含めて、財産的な被害が大変だよねと。それを深刻な資産被害とか、だから生活自体にも大変だよねとか、そういうイメージでそれだけだろうと思うんですね。それ以上の意味を生活再建とか資産被害をというところには含めていないんじゃないかと。あくまでも床上浸水の頻発による被害というのは、財産上も生活上も大変だよねっていうニュアンスだけでとどまっているんだろうと思っていたんです。

中川委員

私もそう思っているんです。

山下委員

だから、それをもうちょっとはっきりさせた方がいいのかもしれないですけど。

多々納委員長

だから、明快に書くとすれば“家屋資産”と書くんでしょうけれど、家財はどうかとか、そういう議論も出てくると思うので。

大久保委員

ですので、資産一般の概念としては広い意味だけれども、“深刻な”でこの床上のところに絞っているという意味かなと。

中川委員

それならいいけど、例えば酪農をやっておられるところっていうのは、牛っていうのは財産ですよ。養豚もそうですけど。それを失くすということは、明日からどうして暮らしていこうかという、まさにそういうことではないですか。

多々納委員長

それはいいんですけど…。

小浦委員

“生活再建が困難”ということを…。

中川委員

そうなっちゃうと、困難までいっちゃうんじゃないかなと思った訳。

小浦委員

そういうこともあるので、“生活再建が困難”という、大きい概念になると思ったので、広い意味でいいんですか、というのが私の質問だった訳ですね。それで、資産という話をされて、その資産をどこまでとするかをどう書くかというのが、今の議論ですね。

中川委員

おっしゃるとおり。そういう意味では、山下先生のおっしゃってる意識を私は思っていました。

堀委員

床上か床下かっていう事は、水位の目安を決めるための言葉であって、床上浸水という形態が起こるかどうかっていうのをここでは問題にしていないのではないかと私は理解しているんですが。一般的にいうと、ここでは50cm水位としていますけれど、床上になるぐらいの浸水が起これば、家屋にも被害があるし、その横に止めてある車にも被害もあるだろうし、もしそこに中川先生のおっしゃる牛舎があればそこにも被害があるだろうしという被害を起こす水深の目安として床上という表現をしているので、そこに被害があるうがなかろうが、そこはそれぐらいの資産被害がある場所だと考えましょうという事以上の意味はないんじゃないかと、僕は思うんですが。

多々納委員長

この文章では、後ろに“開発行為については”と書いてある訳なので。

堀委員

ああ、もちろん。

山下委員

よろしいですか。この話は結構大事なところで、堀先生のおっしゃるところまで広げるというのであれば、8ページあたりの被害の種別あたりの書き方あたりもう少し絡んでくる話で。被害種別 というのは、閾値はこれでいいとして、いったいどういう被害を考えていますかっていうのが、議論して共有しておいた方が私はいいと思います。

多々納委員長

じゃあ、ここを直すとすれば、山下先生、どうしたらいいですか。

山下委員

私はむしろ直さないで、あんまり広げないで、あくまでもそこに家があって床上が一度

ならずよく浸かるところですよっていうところだと、そういうところは家の修理とかいんな家財道具の事も含めて大変だよねと、そういう被害だろうと思っていたんですね。それを言い換えれば、生活再建が困難となる状態、原因とも言えるよねっていうぐらいの事かなと。生活再建自体を問題としている訳ではなくて、そういう被害というのは生活再建を困難とするような深刻な状況と言ってもいいよねって言い換えかなと思ってたんですけどね。それこそ、牛舎、豚舎っていうのはあんまり考えてないって事だと思っていたんですけどね。どうなんでしょうか。

大久保委員

いずれにしろ、先ほど委員長がおっしゃられた様に、ここでの課題は開発規制をどうかけるかということ、建築規制をかける範囲を問題にしている訳ですので、どちらにしろ内容としては家屋という事になるのだと思います。

多々納委員長

上のところの見出しのところ“深刻な資産被害の回避”とあるので、それでいいかなと思っていたんですけど。厳密にもし直すとすると、“深刻な家屋被害”とか、そんな言葉になっちゃいますけど、そこまで言うと限定的すぎるような印象を受ける気もいたしました。家屋でもいいんじゃないかと。

中川委員

これはね、括弧書きで書いてあるその下の四角囲みの中で説明していると思ったらいいいんじゃないですか。

多々納委員長

そうですね。ですから、資産被害について厳密な定義をどこかに書くとなると問題があるのかもしれないんですが、ここでは概して比較的無定義で、もし仮に定義はと言われれば、主として念頭に置いているのは山下先生や中川先生がおっしゃるように、当然のことながら家屋とかその家財とかっていうのが中心にあるよという事だと思います。従って、もし問われればその様にお答えいただくという事で、修文としましては申し訳ないんですが、委員長といたしましては“生活再建が困難となる”は“深刻な資産被害が生じる”に直させていただきたいと思いますが、ご同意いただけますか。申し訳ありません。じゃあ、



そうさせていただきます。

大久保委員

すいません。枠囲みの中なんですけど、内容的にはこれで結構なんですけれども、文章が“回避・軽減する観点から…被害を回避しておくべきである”という事になっていて、おかしいので、“被害を回避・軽減する観点から…、…で規制を行うべきである”とかの方が…。

中川委員

日本語としては、ちょっとおかしい。

多々納委員長

事務局、よろしゅうございますか。

事務局

はい。スクリーンに…。

多々納委員長

どのように直していただいたのかな。(後方のスクリーンを見ながら)はい、結構です。よろしいですか、このような形で。

大久保委員

はい。

多々納委員長

では、続きまして規制を行う区域の設定、15ページの方に入りたいと思います。こちらはいろいろご意見をいただいたところでございまして、区域設定についての留意事項等についての議論でございますが、まず大久保先生、小浦先生になるのかな。どうでしょう。

小浦委員

ちょっと冗長になっているところもあるかもしれませんが、意味的にはこんなところだと思います。要は、計算した結果をそのまま区域設定に適用するのではなく、地域の状況を勘案してきちんと計画的判断をしましょうということが伝われば良いのではないかと思います。

多々納委員長

わかりました。先生、ここでちょっと私に分かりかねているところがあったのは、“規制区域指定の運用においては”という“運用”という言葉が出てくるんですけども、何か特別な意味がございますか。

小浦委員

“指定においては”でもいいです。

多々納委員長

指定の意味でよろしいですね。分かりました。

小浦委員

はい。この時まで指定の仕方を確認してなかったような気がしたので、他にも何か考え方がどうかという趣旨を入れておこうかなと思ったんですけど、別にかまいません。“指定においては”で。

多々納委員長

そうするとちょっと冗長に思うので、例えば「…判断が必要である。加えて、…まちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組み等を阻害しないような総合的な計画的判断が求められる。」とか、ちょっと短くしても大丈夫ですかね。

小浦委員

ここは、機械的にしないようにという趣旨なので、読みにくいけれども入れといていただいた方がいいかと思います。

多々納委員長

ただ、実は区域設定に対しては“解析結果を機械的・画一的に適用すべきでなく、”は、その前のところの文章にもありまして、これを全部つなげて書くと長いので、“地域の土地利用や水害への備えなど”の地勢的な状況といったところを配慮して実情に応じたきめ細かな判断が必要である“というのがまずあって。ただしもうちょっといくと、そこでのまちづくりとか景観保全あるいは歴史・地勢等の計画的な議論の話があった場合、そこも配慮してくださいという風にするべきなのかなと。ただ、大久保先生のご指摘いただいている環境の議論の部分が少し修文の中にうまく入ってないのかもしれないんですけども。文才がなくて申し訳ない。どうでしょう。山下先生、いかがでしょうか。

山下委員

いや、私も日本語はあんまり達者でないの。ただ、この四角囲みの中に書く事は3つだと思っんですね。1つは、解析結果に基づいて区域というのを設定するんだと。2つめに、区域設定にあたっては、ここの地域の土地利用とか水害への対応その他いろんな個別事情をきちっと踏まえた上で設定しましょうねということ。3つめが、さらにもうちょっと広域的なところも含めて地域でのまちづくりのあり方とか、これまで蓄積されてきた歴史的な景観への配慮とかいったことが必要で

すよねという、その3つさえ入っていれば、私は結構なので。

多々納委員長

いや、私もそうなんです。

山下委員

あとは日本語でどう書くかという気がしません。お任せします。

小浦委員

お任せします。

多々納委員長

今決めなきゃいけないですね。

山下委員

これでいいような気がしますけどね。

多々納委員長

今この文章を見ていると思うんですが、“ 阻害しないよう ” でも、その後の “ 指定にあたっては ” も、全部指定にあたっての話だから、そこは取っていいと思うんですね。“ ……しないよう総合的な計画的判断が求められる。 ” とかそういう風に。

小浦委員

はい。それでいいです。

多々納委員長

その “ 規制区域指定においては ” を取ってください。その下のやつを。

山下委員

“ 解析結果を具体的に当てはめた場合、規制対象区域となるところでも ” っていうのはもう要らない。

多々納委員長

それも要らないですよ。 “ また ” を “ 加えて ” ぐらいにしといていいんじゃないですか。

山下委員

“ また ” の方が良くないですか。

多々納委員長

“ また ” の方がいいですか。じゃあ、 “ また ” にして下さい。

山下委員

それでいいと思いますよ。

多々納委員長

はい、それでいいと思います。

中川委員

流的にはそれで十分わかると思います。

多々納委員長

はい、これでよろしゅうございますか。では、この形で進めさせていただきたいと思

ます。それではこのページ、15ページの下  
の図等も含めてよろしゅうございますか。

それでは、16ページ、17ページの辺りで  
ございますが。

山下委員

ちょっとよろしいですか。16ページ、17  
ページのタイトル、特にBのところ、“ 生活再  
建が困難となる被害 ” と、ここでもやっぱり  
“ 生活再建が困難 ” という言葉を使っている  
んですが、ここら辺の言葉の使い方が妥当か  
どうかというのがあるんですが。

多々納委員長

そうなりますと、さっきのところは怪しく  
なりますね。

山下委員

“ 深刻な資産… ”。

多々納委員長

“ 深刻な資産被害を回避する ” と書くかど  
うかですね。

大久保委員

これも下の説明を見ますと、“ 深刻な家屋  
被害を回避する ” となっているので。

山下委員

丁寧に言うなら、“ 生活再建が困難となる  
深刻な家屋被害… ”。

多々納委員長

両方書いてありますね。

山下委員

と書くんでしょうけど。 “ 家屋被害 ” と  
“ 資産被害 ” はちょっと統一した方がいいで  
しょうね。

多々納委員長

ここまで見ると、また元に戻りたくなりま  
すね。

大久保委員

では、これを先ほどのように “ 生活再建が  
困難となる深刻な資産被害 ” で統一したらよ  
ろしいんじゃないでしょうか。

多々納委員長

それでいいですね。分かりました。それで  
統一させてもらってよろしいですか。じゃあ、  
“ 生活再建が困難となる深刻な資産被害を回  
避する ” で全部を統一していただけますか。  
そのBのところの頭もちょっと長いですが  
けれど “ 深刻な資産被害を回避するため ” とし  
てください。

堀委員

Bの説明の最後のところでですけど、どちらでもいいのかもしれないんですけど、“そのため、10年確率降雨により・・・”というところですが、少し説明が反復しているような気がしますので、前に“床上を超える浸水が度重なると生活再建が困難になってくる。”と書いてあるので、“10年確率降雨により床上浸水が想定される箇所を、開発等の土地利用を規制する区域とすることが妥当である。”でも分かるんじゃないかなと思いつつながら見てたんですが。

小浦委員

さっきから気になっていたんですけど、“10年確率降雨”とか“床上”とか、それぞれの表現がどうつながっているのかが分かりにくい。どれとどれが一致しているのか、結構分かりにくいですよ。堀先生がご指摘いただいたように、生活再建が困難となるのは床上浸水で、それは水位が50cm以上になることであるといった、一連のつながりがわかりにくいです。

中川委員

前も言ってはったね。それがこの図(-9)じゃないの。

小浦委員

ああ、そうか。これを見れば・・・。

中川委員

(図-9の)B。

小浦委員

Bのところを見ればいいのか。

中川委員

そうそう、1/2と1/10。

多々納委員長

ここに関しては、頻度の話と浸水の床上云々と、河川整備そのものの話と一緒に並んでいるのが分かりにくいと言えれば分かりにくいですね。・・・そういう意味か。よく考えればそういう理屈になるんですね。最初に滋賀県では最低限10年に一度という水準までの・・・。

中川委員

生活再建が困難になるような水害は絶対起こしたらいかんということを書いている。

多々納委員長

書いておられるんですよ。そういう事ですね。ここまでは最低限保証しようと思って

るんですけど、それぐらいのところで床上浸水が発生するという事態だけは避けたいという事ですよ。それが読み取れば良いと思うんですけど。

中川委員

この(図-9のB)って書いてあるだけでしよう。もうちょっとうまく書けば、図を見てこういう事が言いたいんだなって分かるんじゃないですか。ちょっと不親切だね。

多々納委員長

それを説明するのがここなんですけど。

中川委員

分かる分かる。だから図-9のBの引用の仕方をうまく使えばもう少し分かりやすい。

小浦委員

図と文章が同じページにあるとか、そういうレイアウト上の問題かもしれない。

中川委員

それもあるね。文章中に図-9のBを書き添えていたら、もう少し分かりやすい。

山下委員

今頃こんな事を言いたくはないんだけど、15ページの上のところでは区域の設定で四角を入れちゃいましたよね。これはこれで四角に入れるべきだと思うんですけど、その下の“「地先の安全度」に基づいて、次のように設定する”というのと、全然別の話なんですよ。

多々納委員長

そうですね。

山下委員

だから、15ページの四角の話とその下に書いてあるのではなくて、全然別の話だから、本当は今ご指摘があったように、この図と16ページのA,Bが同じページにあって、図の説明をしてあるんですよという形にならないと、多分理解しにくい。

中川委員

小浦先生でさえそうなんだから、一般の人はそうでしょう。

多々納委員長

じゃあ15ページのところは下にもう一つ四角をつくるべきなんですよ。実際にこの区域の解析結果に基づいてどう指定するかということを書いた四角がないといけないんですよ。その意味だとすると、下のこの図の説明になるんですけど、その具体的な設定方法

ってというのはその後ろに解説だけ書いてあるんですよね。従って、この図に書いてあるとおりで壊滅的な、人的被害に関して言いますと、無限大というのはさすがに難しいので、1/200というところまでの外力というところ以上の頻度では、少なくとも人の命を失われないように、そういう危険のあるところでは、つまり家屋流出や家屋の水没が想定される場所では規制を導入しましょうということが指定区域の設定ですね。

それからもう一つは、10年に一度以上の頻度で発生するような水害に対して、床上浸水等が起きない、度々大きな資産被害が生じないように市街化を規制しましょう、この2点というのが考え方ですので、そこの部分を少しまとめたものを15ページの図と併せて、四角囲みで書いておく。

山下委員

もうちょっと単純にすると、15ページの図と16ページのA,Bを入れ替えればいいんじゃないの。むしろ、四角に入れるべきは「土地利用、建築を規制する区域については、「地先の安全度」に基づき、次のように設定することが妥当である」ということで、A,Bでこの図を参照と。

だから、3.3というのはこういう規制を行うべきだと、行うにあたって区域の設定についてはこういう風な配慮をして下さいということと、3つめに、区域を安全度に基づいて次の様にA,Bを設定しましょうと。その上で16ページの2つの四角というのは、この区域についてはこういう規制、コントロールをしましょうという構造になってますから、15ページから16ページにかけての区域の設定のところをどううまく説明するかですよね。入れ替えて四角ででも囲むかっていうのが一つあると思う、単純に。

小浦委員

あるいは、上で機械的に計算結果によらないようにしましょう、計算結果は指定対象を検討する前提としてあって、区域指定にあたっては計画的判断をしましょうと言っています。このA,Bというのは機械的計算結果なんです。なので、この土地利用、建築を規制する区域ではなくて、規制する対象を検討する区域なんです。検討対象区域がこのA,Bです。A,Bが何かを説明して、こういう

仕組みにしましょうという事ですよ。

山下委員

前のバージョンがそうだった訳でしょ。前のバージョンがこの四角が後ろにあったんで。

小浦委員

いえいえ。四角はいいんですよ。

山下委員

四角は前でいい訳。

小浦委員

ここのA,Bっていうのは四角の中でいうところの区域設定をする前の解析結果の対象ですよ。それが分かる様になってる事が一つと、この図と文章がつながっているというのは、先生がおっしゃる様に文章が前で図が後でもいいかもしれないけれども。

山下委員

こういう事ですよ。15ページの四角のところに、四角の中の「地先の安全度」の解析結果に基づき、土地利用、建築を規制する区域を設定するものとする。」と。ここで改行を入れて、下の2行を…。

小浦委員

そうそう。ここに対応している事が分かればいいんですよ。

山下委員

下で括弧してAとかBとか入れ込むという事で、改行して、ただし次の様な事を配慮しましょうと。そういう日本語で。

小浦委員

その方がいいかもしれない。

大久保委員

それでしたら、先ほど山下先生がおっしゃった様にA,Bの文章を先に出して、その次に図を入れて、その後に囲みにして、但し書き部分を解説に持って行けば。繰り返しの様になりますけど、そこは強調したいんだという事であれば。如何でしょう。

中川委員

但し書きが前段に下囲みであると、ちょっと重いよね。最初にこう指定するということで、この図-9に対応するものがあって、それで…。

山下委員

その後に但し書きがあった方がいいんじゃない。

多々納委員長

いや、先生方の思い入れがあると。

小浦委員  
但し書きがやっぱり箱に入っている方がいいと思います。

多々納委員長

前にある方がいいですか。

小浦委員

前でも後ろでもいいですが、順番は流れていいですけど。

多々納委員長

小浦先生のご主旨で言うと、規制を行う区域というよりも規制を行う区域の候補みたいなのが決まると、対象区域とおっしゃるなら規制対象区域の設定というのと、規制区域の設定というのを分けるという事ですか。

小浦委員

その辺は分かりやすさの問題だと思います。

多々納委員長

分かりやすさの問題ですよ。

小浦委員

“規制区域の設定”でいいと思いますよ。

多々納委員長

“規制を行う区域の設定”でいいですよ。この文章自身でいくとそれで良くて、じゃあ規制・・・。

中川委員

A,Bをどう決めましたかっていうところを、このようなところをAと、このようなところをBと指定するという事を・・・。

多々納委員長

それはここに書いてはあるんですが、山下先生がおっしゃる様に・・・。

小浦委員

レイアウトだと思うんです。一緒にあると分かりやすい。

多々納委員長

じゃあ、こうしましょうか。“「地先の安全度」の解析結果に基づいた規制候補区域”かな。“規制区域の設定方法”とかなんか、そういうのをどっか付けますか。

大久保委員

いや、でも、地先の安全度に基づいてはいる訳ですよ。それは、そこでシンプルでいいと思います。

多々納委員長

いや、僕が申し上げたいのは今のこの項目にプラスして、何かここに付けるのかなと思ったりもしたんです。

山下委員

それだったら四角を二つに分けた方が・・・。

多々納委員長

分けた方がいいですよ。私が思うのは、このA,Bをどう決めるかって書いてあるやつと、ただしそれを決めたのを機械的に適用せずに工夫しなさいというボックスと2つあるので、“区域設定にあたっての留意事項”みたいな書き方をむしろするのか、後ろの方で。

山下委員

手続きの方がいい。

多々納委員長

手続きですか。手続きでもいいですよ。何でもいいですよ。僕もよくわかんないですけど。

大久保委員

いやいや。それだったらやっぱり一緒の方がいいんじゃないですか。

堀委員

あるいは“規制対象候補区域の設定”と書いて、“「地先の安全度」の解析結果に基づき、規制区域を設定するものとする。”それにはAとBがあるという話を置いて、そのA,Bの説明があって、二番目の四角で、今度は“規制区域の指定”とかして、先に取り上げられた候補対象から・・・。

山下委員

その後の元の四角で、(1),(2)ぐらいでいような気がするけど。変に候補区域とか何とかいうのは混乱する・・・。

多々納委員長

ああ、そうか。(1),(2)。はいはい、分かりました。それはそれでいいです。“ただし”のところを改行を入れて、そこの前に文章をちょっと入れるんですね。

山下委員

(1)の“設定するものとする。”の後に括弧を入れて、・・・。

多々納委員長

それで、後ろにAとかBとかを対応させる。

山下委員

それこそ、参考みたいな形で15ページの図と16ページのA,Bを一つの四角ぐらいで囲ってもらおうとか。ここはレイアウトの問題だと思うんですよ。

大久保委員

そこは、もうそういうところで一致してい

るのであれば、委員長にレイアウトを任せて。

多々納委員長

そうですか。わかりました。じゃあそういうことで一応、わかりました。

山下委員

レイアウトの問題だと言うなら、図-9のAとBというのがなぜAとBという形で色を塗ったのということの説明が16ページの方にあって、分かりにくいから、この図の説明ですよ。あるいは図の方が説明かも知れないけど。もうちょっと分かりやすくして下さいよっていう。レイアウトさえ工夫さえすればいいんじゃないの。

多々納委員長

わかりました。あんまりここで長時間使ってもらってあれなので、後で事務局と相談させていただくことにしたいと思います。今日完成版が事前に来るといいなと思っています。ちょっとなかなかそうも行かない様ですね。

それでは最後、15ページのところは、15,16のところは…。はい？

大久保委員

改ページを入れるだけでいいのではないかと。

山下委員

そこに改ページを入れてくれれば良いと思う。

多々納委員長

同じページに入ればそれでいいって事ですね。

山下委員

とりあえず、大分印象が違うんちゃう。むしろ16ページから17ページにかけて、出来れば1枚の方が。1ページに書いてる方がいい訳でしょ、パラレルなんだから。

多々納委員長

そうですね。16,17のところの2つのね。

山下委員

レイアウトの話だと思う。もうちょっと単純にレイアウトを言うんだったら、14ページの参考6と15ページの四角あたりを入れ替える。要するに、どうパーツを並べるかという話だ。

多々納委員長

ああそうか。参考6と入れ替えるのはありますね。そうですね。というご意見をいただ

きましたので、あとでその辺も含めてレイアウトがより分かりやすくなる様に、事務局と相談させていただきながら決めたいと思います。

大久保委員

すいません。一点だけ確認ですけれど、但し書きの部分は説明にもきちんと書き込むというのは…。

多々納委員長

それはもちろん。最初の(1),(2)という形は少なくともとらせていただいて、ただしと書いてないですけれど、(2)でいいですか。(1),(2)で。

大久保委員

それと後、先ほどの堀先生がおっしゃられたBの文書の話、もっと最後の文章が簡単になるのではないかという話なんですけど、タイトルで“深刻な資産被害”っていうのを入れましたので、それが消えてしまうとやはり分かりにくい。そこで、下から3行目“床上を超える浸水が度重なると”の後に“深刻な資産被害により生活再建が困難になってくる”と入れる。そのため、“10年確率…箇所を”と続け、その後、“生活再建が困難となる…”を消せば、それでいいと思います。

多々納委員長

はい。じゃあ、その様な形で修文させていただきたいと思います。よろしいですか。…“妥当である”。あっちこっちにあるんですけど。上も同じなんですけど。“…する”…。これ、意志決定なだけですか。“するものとする”とか“することとする”とか、そうしておいた方がいいんじゃないですか。

大久保委員

提言だから、これでいいのではないですか。

山下委員

こういう形でAとBを設定する方がいいよという意味ですから“妥当”の方がいい。この方がいいよ。

多々納委員長

そうなんです。わかりました。委員長、頼りないですね。すいません。じゃあ、ここまでですね、16ページ、17ページのところまで含めましていかがでしょうか。だいたいこういう形でよろしいですか。

それでは、3.4、ここから後はですね、水

害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画の部分になりますが、ここについてのご意見をいただきたいと思います。

まず、地域づくり協議会についてのところでございますけれども、ここに関しては、何人かの先生方、委員からご意見をいただいているとは思いますが、いかがでしょうか。ご意見は反映されておりますでしょうか。小浦先生、よろしゅうございますか。時間がないから追いつかないんですね。

小浦委員

たぶん私が書いていたのは、ここで位置づけている協議会が流域とか流域圏といった大きいエリアを対象とするイメージで描かれています。協議会はもう少し小さい地域のまちづくりに対応する協議会のイメージなのかと考えていましたので、どっちを想定しているのかなというのが、まず質問としてあったんですね。

多々納委員長

事務局、どうですか。

事務局

事務局ですが、小浦先生のおっしゃった後者のイメージで、流域圏の大きさではなくてももう少し小さいまちづくりのイメージです。

小浦委員

そうすると、この“県下3圏域で水害に強い地域づくり協議会を設置しているが”という圏域という概念は、どういう概念ですか。

事務局

ここでいう圏域は、県下を大きく7圏域に分けていますので、複数の流域圏が一つ固まった、わかりやすく言いますと、土木事務所の管内ぐらいのイメージになっています。ただし、水害に強い地域づくり計画自体は、リスクがあってそのリスクに関わるような地域に関して計画を策定していくといった意味を含めまして、18ページの下から2行目、3行目ですね、“そのために小委員会やWGを設けるなど、必要な措置を講じられるよう”というところで、小委員会やWGといったところで、小さなエリアでの計画策定のチームをつくるというような考え方をに入れて反映させてゆくつもりです。

小浦委員

わかりました。協議会というのは、まちづくり協議会っていうか、ある地域の計画をつ

くるまちづくり協議会というスケール感だと思ったのですけれども、そうではないということですね。

多々納委員長

実際にいくつかの、すでに水害に強い地域づくり協議会というのが、滋賀県もしくは国土交通省の方々が主体となられて設置されている経緯もございますので。この言葉自身については、既に設置されているものもある、ただし、そこに今回は水害に強い地域づくり計画というもののファンクションが入ってきますので、それを決定する主体として、あるいはそれに関わる主体として、どういう仕組みづくりがあり得るかということで、ここでは“小委員会やWGを設けるなど”という言い方にはなっているのですけれど、これによるのでしょうかということになります。

大久保委員

その会があまり狭い範囲であると確かに広域調整ができないと思いますが、あまり広くても、協議会自体が形骸化して、おそらく全く動かなくなってしまうんですね。協議会というのは一定のレベルだけにある必要はなく、例えば、連合的なものとかコミュニティレベルのものなどがあると思います。おそらく、この小委員会とかWGっていうのは、コミュニティレベルでの協議会みたいなものであって、ここで言ってる圏域の協議会っていうのが、本来は連合協議会的なものであろうと思います。名称上、3.1の方に協議会という名称をつけてしまっているのであれば、それでもいいんですけど、趣旨としてWGや小委員会なるものがそういうものであるということがわかるようにテイク・ノートしていただければよろしいかと思います。

小浦委員

というのは、小委員会とかWGといった時に、WGはいいかもしれませんが、市民とかそこに住んでいる人たちがですね、どういう形で参加するのかイメージしにくいと思うんですね。一般的な言葉の使い方として、小さい地域コミュニティ程度のエリアでまちづくりを考えていく中で、水害への対応というものの計画をつくっていきましょうという趣旨だと思っているのですが、そのことが県民にわかりやすく伝わるような表現を工夫していただければと思います。自分たちが主体とな

ってやるんですよということが。

多々納委員長

住民会議ですか。

小浦委員

ええ。

多々納委員長

はい。そこではいろいろそういうことをサポートしてもらいたいとか、自分たちで計画づくりをしていきたいという議論がありまして。まあ、もちろんこの地域づくり協議会というものの全体が、各圏域ごとのものでなきゃいけないというものでも多分ないとは思いますが、そういうつくり方の中に皆さん入っていただくといいことになっていくんじゃないかなと思うんですけど。

小浦委員

住民が主体的につくるっていう発想なんです、それとも県が誘導して行ってそこに参加していただくという発想なんですか。

多々納委員長

どちらがですか。協議会ですか。それとも…。

小浦委員

いえいえ。小委員会とかWGで、計画・立案するというプロセスのところなんですけど。どちらを想定されているんですか。

多々納委員長

事務局、どのようにお考えですか。

事務局

今現在ですね、既に計画づくりのワーキングを試行的にやらせていただいています。そこではおっしゃるとおり水害に強い地域づくり協議会、既に設置されているものは幅が広すぎて、そこに参加しているメンバーで地域のこと、地先のことを考えるのは大きすぎるといったこともありまして、まず、リスクの高いところから地域の方にもお話をさせていただいて、地域の方と一緒に小委員会、WGをつくりながら計画を策定しているといった実態です。県が主体か、市町が主体か、市民の方が主体か、という協働でということになります。

小浦委員

協働ですね。そういう言葉もあるといいですよ。 “協働でつくっていく” っていうことが書かれている方が。

多々納委員長

後ろにですね、県がどう関わるかっていうことについては若干、19ページのところに “滋賀県は…” っていうところで書いてはあるんですけど。

山下委員

18ページの下から3行目 “そのために小委員会やWGを設けるなど…必要である。” というこの文章が、何を言っているのかわからないというところですから、 “…立案するものとする。” のところまでは良いとして、 “その際、協議会の中で小委員会やWGを設けているなど、地域と協働で計画をつくっていくことが望ましい。” とか、そういう表現をすれば如何かと思えますけれど。

多々納委員長

はい、わかりました。 “地域と協働して計画づくり等を推進することが望ましい。” と。そういうことですね。

大久保委員

すみません。ちょっと質問してよろしいでしょうか。

多々納委員長

はい、どうぞ。

大久保委員

現在の3圏域の水害に強い地域づくり協議会というのは、メンバーとしては地域住民は入っているんですか。

事務局

協議会には入ってないです。

大久保委員

入ってないんですね。原案では、 “そのため” って書いてあって、 “地域住民・市町・県・国…”、ここは地域住民が入って “協働し” になっているんですよ。その次の行は “国・県・市町が協働して” になって、地域住民が抜けてしまっているのが、非常にわかりにくい文章になっているんだと思います。ですので、そこは地域住民を入れるのかどうかということをはっきりさせ、そうでないのであれば、名前を分けてですね、今から変えるのが難しいのなら別ですけど、例えば圏域協議会というのと、それから地域協議会みたいに分けて、地域の方は地域住民とか民間団体等が参加するってのはっきり書いてしまったらどうなんですか。



山下委員

ただ要するに、そこまで我々議論してないし、あるいはここでそこまで踏み込むかっていう事があるかと思うんですけどね。だから、むしろ今後ご検討下さいっていう趣旨で、“そのために・・・”ではなくて、“小委員会やWGを設けるなど、地域・市民と協働で計画をつくっていく体制を整備することが望ましい”とか、そのあたりをちょっとご検討下さいっていう言い方がいいかなと私は思ったんだけど。

小浦委員

計画単位の広がりについては、ずいぶん議論したと思うんですね。それで、圏域っていう大きな広がり、ひとつ調整の単位としてはあるけれども、こういった建築規制とか土地利用規制の対象について考えるエリアの広がりではないので、もっと地域に近いところでの協議の必要があるんじゃないか、そういう計画づくりが要るんじゃないかという議論はしてきたと思うんですね。ですから、表現は今、山下先生がおっしゃるように委ねる形でいいと思うんですが、何を議論したかが見えるように、水害に強い地域づくり計画にはコミュニティエリアで小委員会やWGを設けるなど地域の住民と協働して計画づくりを行う体制・しくみを検討してほしいということです。

山下委員

“そのためには”じゃなくて、むしろ“計画をつくるにあたっては、コミュニティエリアで小委員会やWGを設けるなど市民と協働する体制を整備していくことが望ましい・・・”か。

大久保委員

“体制”じゃないと思う。

山下委員

“体制”じゃない？

多々納委員長

ここは、全体として協議会というか、組織の話だと思うので、“体制”でもいいんじゃないかとは思いますが。あるいは“組織”でもいいと思いますが。

小浦委員

もうちょっと弱くするならば、“場”とか。

多々納委員長

ああ、“場”でいいんじゃないかな。

山下委員

“場を設けて”でしょうね。

小浦委員

それを設けるのが小委員会とかWGとか、それを言い換えないといけないので。それが協働する場だという言い方。“設けるなどして協働して取り組むことが望ましい”とか。

山下委員

“小委員会やWGを設ける”ではなくて、“コミュニティ単位での小委員会やWGなど地域・市民と協働する場を設けて取り組んでいくことが望ましい。”

小浦委員

ああ、そうですね。

大久保委員

“そのため”の、1行目と2行目の違いはあれでわかるんですか。1行目には“地域住民”が入って、2行目は入ってないんですけど。

小浦委員

上の協働っていう概念と、2番目の...

大久保委員

1行目の、コミュニティ単位での小委員会とかWGも含めると、協働してつくと。そういう趣旨ですか。それで、圏域協議会というものは...

多々納委員長

2つ、じゃあ書くべきですね。

山下委員

“そのため、地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働し・・・のプラットホームを用意しておく必要がある。”とあるプラットホームというのは、地域づくり協議会だとすると、今の地域づくり協議会は住民が入ってないからおかしいよねっていう話でしょう。

小浦委員

そういうことです。

山下委員

だから、改行して2つあるんだよねっていう。“各圏域の協議会は・・・を立案するものとする。”の後も改行してほしいよね。ちょっと筋は悪いかな...

多々納委員長

ここに関しては、部会の中でそれほど議論していないところですから、ここで議論がたくさん出てくるのは当然のことだと思うんですけども。ただ、淡々とこう書いてありま

すけれども、地域づくり協議会としては、流域治水政策室が、もう古いので今までは確かに住民のみなさんは直接入ってらっしゃらないのは入ってらっしゃらないのですが、今後は変わってきてほしいという意味もあって、多分この上のところは“地域住民”というのも入っているということだと思います。それが直接協議会メンバーとして入られるか、あるいはWGメンバーとして入られるか、いろいろわかりませんが、いずれにしてもそういう形。ただ、協議会というのも、実は市町の方で言えば副市長さんぐらいが入ってらっしゃいますので、それなりに決定力があるといえますか、議論のできる場所だというふうに私は思ってるんですけども。そういういいところも残しながら、こういうところも互いに意思疎通しながら、実際の地域づくりができるための仕組みをどう書き込むかだと思うんです。従って、ここではですね、“今後は、”のところに地域住民を加えたというのを他の圏域においてもやると。

堀委員

今おっしゃっているところですが、4月30日バージョンでは、“（今後は）これらの機能を拡張するとともに”という言葉が書いていて、現在ある協議会をそのままの形で未整備の圏域につくるんじゃないっていうニュアンスを漂わしている訳ですけど、今日のバージョンではそこのところが無くなってるので、少し表現に矛盾が出てるんじゃないかなという感じがするんです。つまり、先ほどから話題になっている“地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働し”っていうのが現在じゃなくて、目指しているところなんだけれど、現在は“国・県・市町が”っていう形になっていて。

多々納委員長

はい。“機能を拡張”という言葉がいいかどうかかわからないですが、発展させてというイメージが入るようにすればいい訳ですよ。

山下委員

ただ、これ結構大事な議論をしている訳でしょ。つまり、大事な議論というのは、現行の水害に強い地域づくり協議会を少し機能拡張しろということをここで言うのか、そうではなくて、むしろその下にもうちょっと小っちゃなスケールで、住民といるんな行政が一

緒になって議論できるような場をつくって、議論をしてそれを協議会の方へあげていくんだみたいなイメージで考えるのか、そのあたりの整理ができてないから、ちょっと話が混乱していると。でも、これって地域づくり協議会の今後に関わる非常に重要な話で、それをさらっとここに書くっていうのは、ある意味、責任重大なんだけど。

多々納委員長

滋賀県さんでは、既に地域づくり協議会の中の体制の中で試行的にWGとかやられていると思うんですね、住民の方を巻き込んだような形で。その形を事務局の方では進められたいから、先ほど山下先生がおっしゃった形で言いますと、WGとかそういったところに住民の方に入っていて、そこで具体的な地域づくりの計画の議論をしていただいて、その結果を圏域の協議会にあげていくというようなことだと思うのは思うんですが、そのあたりのところを事務局の方からご説明いただけますか。

事務局

はい。実際それぞれの協議会の運用の仕方というのは協議会のメンバーの皆さんに議論していただくということになっております。実際にやっている内容としては、協議会の下にWGをつくって、その中には地域の方々も入っていて、そこで計画づくりをした上で圏域の協議会にあげていくというスタイルをとっておりますので、今多々納委員長がおっしゃったような整理で、事務局としては考えているところです。

多々納委員長

はい。そうするとどうしたらいいんでしょうか。例えば“そのため、”の後の“地域住民”という言葉に逆切ってしまった方がすっきりしますか。2行目のところの。

山下委員

それだったら、むしろ今のところはこのままでいいので、“そのため、…プラットフォームを用意しておく必要がある。”、滋賀県内には協議会があるんだけど、“今後は他の圏域においてもこの協議会を設置するものとする。”かな。“設置していくのが望ましい。”かな。よくわからないけど、で、“各圏域の協議会は、…計画を立案するものとする。”。その上で“計画づくりにあたって

は、こういうのをつくって取り組んでいくことが”、”協議会が”か。”協議会が計画づくりを行うにあたっては、コミュニティ単位で取り組んでいくことが望ましい”か。現行のやり方を担う、ただ、ここまで我々として言い切っているかというのは、私はちょっと責任は取れないけど。

多々納委員長

まだ懸念事項がある？

山下委員

いやいや、そうじゃなくて協議会自体を変えていくということだってあり得るけど、それはどこまで県の方はお考えかということに関わるから、あまり細かいことは我々は言いたくない。

小浦委員

圏域協議会の中でやってもいいし、また別に協議会づくりをしてもいいと、どちらでもいいような表現の方がいいんじゃないかっていうことですよね、提案としては。これだと、圏域の中でやってくださいになってしまうので。だから”協議会が”でなくていいんじゃないですかね。

多々納委員長

うん。”協議会が”じゃなくていいと思う。”計画づくりにあたっては”だけでも大丈夫。

山下委員

”計画づくりにあたっては”でもいいか。

小浦委員

小委員会とかワーキングもこういうふうにして、”地域住民と協働する場を設けて取り組んでいくことが望ましい。”ということにして。

多々納委員長

じゃあ、”コミュニティ単位”を抜くということで。

山下委員

”コミュニティ単位”を入れとかなないとわからない。

多々納委員長

わからない？

小浦委員

生活圏単位でもいいけど。何がいいですか？

山下委員

やっぱりコミュニティがいい。”コミュニティ単位での”。

小浦委員

それなら”場”じゃなくて、”仕組み”の方がいい。

堀委員

圏域によって多少協議会のあり方とか小委員会のあり方とか、市町の思いもありますので、あまりここで....

山下委員

言うべきではないでしょうね。

堀委員

地域住民と一緒にやらないとだめですよっていう提言の体をとっていただきたい。

多々納委員長

そうですね。

山下委員

それだったら、今直したように”計画づくりにあたっては、コミュニティ単位で地域住民と協働する仕組みを設けて取り組んでいくことが望ましい”ぐらい。

多々納委員長

はい、よろしいですか。なかなか最後までいけないですね。

次ですね。地域づくり計画の策定のところでございますけれど、こちらの方に関してはいかがでしょうか。ここは他の委員の方々からそれほどご意見をいただいてなかったようなのですが、ただこの赤く色を塗っているところが、1/200年を超えているところが入っているのが、何かわかりにくいので、色を塗るのを1/200年までで止めてもらうようには申し上げたんですけど。

例えば、1/1,000年ぐらいだったら家屋流出や家屋水没があるところは、地域づくり計画をつくってはいけないという意味ではないんですけど、そういうことがわかるように、もっとここもやっぱり赤く塗りましょうということなら、そこを直すこともあり得るんですけど。どういたしましょうか。

山下委員

図が要りますか。というのが一つと、上の四角の方で”特に”が入ってますし。

多々納委員長

これ取りますか。

山下委員

いえいえ。むしろ文章の方も家屋流出、家屋水没、床上浸水、床下浸水の被害が想定される箇所を含む地域においては、”特に”と

か、あるいは“早急に”とか、何かそういう形容詞があったような方がいいと思うんですけど。それ以外のところも当然つくった方が望ましいに決まっているんだけど、特にそういうところはつくってくださいねっていう。そういうことでしょう、これ。

多々納委員長

そういうことですね。

山下委員

そういう形容詞が、そこはいいのかもしれないね。

多々納委員長

事務局の方は如何ですか。

事務局

はい。水害に強い地域づくり計画については、水害のおそれのあるところに広く全般的につくっていくべきだという認識はしておりますし、四角囲みの中では、“特に人的被害につながる家屋の流出等が想定されるところでは、早急に計画策定を進める”と書かせていただいているところです。計画策定範囲としては、水害リスクのあるところ全般というイメージで書かせていただいているんですが。

山下委員

え？あ、ごめんなさい。誤解していた。“図-10に示すように…”っていうこれは、被害のあるところをつくりなさいよ、っていう、そういうことですか。

事務局

はい。もともと“水害リスクが想定される箇所は”っていう書き方をしていたんですが、それでは具体的ではなくてよくわからないというご指摘がありましたので、今この提言の中で被害として想定しているのは、家屋の流出・水没、床上・床下（浸水）の4種類に分けておりますので、それを全て列記して、これに関わるようなところでは計画を策定すべきということを、わかるように修文しているつもりです。

山下委員

それだったら、何らかの水害被害が想定されるところでは、水害に強い地域づくり計画を策定していくべきだと。中でも特に人的被害につながるようなところは“早急に”とか。そこまで、四角とちょっと重なりますけど、両方書かないと文章としてよくわからないと私は思うんですけど。

堀委員

いいですか。今の、床下浸水以上の被害を受ける可能性のあるところ全てという話になると、図-10の赤いラインの一番下のカラムが塗られてないというのが、ちょっと注意を要するという気がしますよね。ここも塗るといふ意図ですか。

二つの考え方があってですね、技術的に1/200年を超えるような降水を推定する精度っていうのは、そんなに高いわけではないんですよ、設定や蓄積から考えて。だからそのへんについては、もうちょっと考えるのはやめますという意味もあるし、いやそうではなくて、やはり一般論として水害に関する被害、リスクのあるところでは当然考えるべきだ、という立場を取るべきという考え方の二つ、後者の方っていうことですか。

事務局

4月30日バージョンは1/200年よりも下の部分は着色しておりましたので、とにかく水害のあるところについては、避難行動も含めて計画づくりが必要だという整理をしていたつもりです。

多々納委員長

だから、ここは僕の方の見解が分かっているわけで。要するに、リスクがあるっていうのは、1/10,000年とかでもリスクがあるって言えばあるわけですが、ないと断言できるころはあるのかっていう議論になっちゃうと思うんです。従って、どこかに線を引くんだらうということが分かるようにした方がいいのかなと。

あるいは、とりあえず地域づくり計画を策定すべきであるっていうことがもしあるなら、そこで書くかということかなとは思ったんですが。山下先生がおっしゃるように、この図自身を外してしまうっていう手はもちろんあるかもしれない。もしくは下の … の枠を取ってしまうというのは。そうすると、ここについてはどうしましょうか。

山下委員

もっと単純に言うと、“図-10に示すように”っていう2行と、この図は無くたっていいんちゃう。

多々納委員長

無くたっていいですよ。

山下委員

上の四角で書いてある話でしょ。

多々納委員長

書いてますよね。取りますか。

山下委員

この文章2行と、図は無くてもいいんじゃない？

多々納委員長

取りましょう。その方が分かりやすい。そうしましょう。

大久保委員

すみません。そうだとすると、この箱の中がこちらの説明の方に出てこないの、順番としてはこの箱の話をもう一度解説の方で書く。また、次の一番最初に出てきてるのは支援の話なんです、その後で19ページの下の方に書いているのは、計画事項の話なんです。順番としては、どこでつくるのかがまずあって、その次に計画事項があって、その次に支援の話が来た方がいいと思いますので、その順番を入れ替えたらいいいんじゃないでしょうか。まず、何をそこで決めるのか。

多々納委員長

分かりました。“滋賀県は…”っていう文章を下の方に移すということですね。

大久保委員

そうです。それと後、本文と…

山下委員

下に移すか、あるいは18ページに持って行くか。

大久保委員

でもこっちは協議会、こっちは計画の支援だから…

山下委員

計画の支援なら、20ページの最後に持って行った方がきれい。

多々納委員長

そうですね。それを下に移して。大久保先生、繰り返すって事だとすると、同じ文章を入れた方がいいんですか。

大久保委員

最初に、図の代わりに言葉にする。

多々納委員長

図の代わりに言葉をもう一回入れて。その文章で入れておくということですか。

小浦委員

計画にどういった事項を書くのかが書いて

ますよね。これ全部水害なんです。どちらかという水の観点だけになっていきますけれども、例えば土地利用がどう動いていくとか、社会条件です、そういったものがこの計画には前提条件としてありますよね。ここに書かれているのが、最後の4行なんですけど、どちらかという現状とかその必要性を共有するのに、こういうことも理解しておきましょうっていう事ですよ。であれば、どんな開発が今行われているとか、どんな土地利用が行われているかとかというような事も重要なんじゃないかと思うのですが。

多々納委員長

そうですね。

小浦委員

そうするとね、ここで書く必要があるのになってという気も。

多々納委員長

そうですね。

小浦委員

何の趣旨でこの4行を書きたかったのか、ちょっとお聞きしたいと思ったんですが。

多々納委員長

事務局、如何でしょう。

事務局

まず、河川整備全般として、河川整備によってどれくらい安全度が上がるのかというのは知っておいた方がよいということ、後は、特に連続盛土等々の設置によって氾濫源のリスクバランスが大きく変わるということで、それも計画策定においては前提条件として知っておくべきだということです。小浦先生ご指摘のように、この中に大きな開発計画とか、そういった事も入れておくべきとは…。

小浦委員

目的によると思うんですね。この4行を計画を考えていくときの条件設定、知っておかなければならない項目として、これらの項目をあげたのかどうかです。これを見ると水害対策、あるいは水でどういう事が起こるかということに関するものです。この地域づくり計画っていうのは、何を前提としてどんなまちづくりをしていくのかっていうことですよ。つまり、水害を考慮した土地利用に関する事項としては、規制・誘導のことが主になっているんですけど、本来はここでもいいんですけども、規制・誘導だけではなくて

どんな計画にしていくのかってことですよ、おそらく。規制・誘導をこの計画で決めるんじゃないくて、水害に強い地域づくり計画とは何かという事なんですけれども。

中川委員

ちょっと説明すると、“・”の上のことですけれど、おそらく今までは外水氾濫を対象としてますよね。ところが、浸水っていうのは別に外水だけじゃなくて内水もある。場所によっては内水が集まってきて、2m、3mになるようなところがあると。そういったことを知った上でのまちづくりだろうということ、そういう計画がどういう状況にあるのか、盛土の進捗状況がどうであるのかっていうまちづくりの治水安全度がどうなのかっていう事を知っておいた上で、情報共有した上でまちづくりをしましょうというだけだと思うんですよ。素直に私はそう思っているんですけどね。

小浦委員

そう。その確認だったんです。つまり、地域に起こる水害に関わる条件として理解しておくことは何か、そういう事ですよ。

山下委員

だから、19ページから20ページにかけて“例えば、以下のような事項を記載する。”っていうのが、どこまで詰めた上での話かっていうのが一つと、例えば“雨水の流出抑制に関する事項”があって、その後に“流域貯留（対策）について”とか、“氾濫原減災対策”ってあって、これ本当は態度としては逆でしょう。最初にあるように、河川施設の整備はどうなっていて、“とどめる”がいいのかどうかは別として、“ためる”、“とどめる”、“そなえる”という柱でどんな対策をとっていくのか、どういう項目が要るのかっていうのを詰めていくのが、構成としては分かりやすい。

さらに、その前提として地域の状況っていうのはどうなっているのか、あるいは今後の地域が改変される予定はどうなっているのかということを書き込んで、共有しておかなきゃ、そういう計画でしょうから。そのあたりが分かるような形にしておかないと。

小浦委員

全体の構成を見れば、今どうなっていて、どういう問題があって、それに対してどう対

応していったってというような構成になると思うんですけど。ここに関しては対応型の、しかも水害に対する特定の事になっていて、それだけが地域づくり計画かっていうと、それを支える土地利用であったり、そういうものでなければ、流れが収まらないと思うんですけどね。

多々納委員長

山下先生がおっしゃっている事と小浦先生がおっしゃっている事が両方入るような形で、地域づくり計画はつくっていかないといけないものだと思っています。ここについては“流域貯留”とか“ためる”、“とどめる”云々というのは、“例えば、以下のような・・・”って書いてあるところをどこまで書き込むかだと思うんですけど、これプラス。だけど本当はですね、小浦先生、この上のところだけだとすれば、水害に強い地域づくり計画に関する記述は適切になされるのはもちろん必要なんですけど、この3つはね。だけど、これを含んだ地域の何かが必要ですよ。

小浦委員

そうですね。

多々納委員長

土地利用なのか、地域の姿なのか分かりませんが、そういったものが何か必要で、それを書き込まないと、地域づくり計画にはなかなかかなりにくいということだろうと思います。それを含む将来の地域の姿が描かれるような計画をつくりましょうということぐらいを書いて、後はちょっと留保しておくことでもいいですか。

小浦委員

その方がいいと思います。

大久保委員

一番最初に、“当該地域の地理的・社会的条件”ぐらいがあってもいいんじゃないでしょうか。

多々納委員長

はいはい。もちろんそうです。

大久保委員

後は、ここに書いてあるような全部、1ページ目の“ためる”、“とどめる”、“そなえる”で例示されているものが書いてあるので、それを地域に落とし込んで書きましょうという感覚で書いておられると思うんで、この程度は元々一般論として考えられているこ

となので。例示だと。

小浦委員

そう。例示だからいいかなって思ったんですけど。その後にもう一回これが来たので。

大久保委員

そうそうそう。それを前に出せば。

小浦委員

その方がすきっとします。

多々納委員長

だから、最初に地理的・社会的条件という事を“(雨水の)流出抑制・・・”と書いてあるところの前に、“例えば”のところ“・”で入れていただいて、そこにこの中身に入っているものも入るけど、もうちょっと将来の開発計画とか、歴史とか若干そういうのを少し加えていただいたものを付けて、上に持って行っていただいて、その次に、今度は具体的に“流域貯留対策(に関する事項)”、“氾濫原減災対策(に関する事項)”、“地域防災力向上対策に関する事項”というのを書いていただいて、その中に“例えば”って事で、逆にこの太くなっている“(雨水の)流出抑制(に関する事項)”とか“家屋の水没・・・回避に関する事項”とかっていうことで、そこに分類して入れていただいたりすると、意外といいのではないかと思ったりしますけど。

小浦委員

例えば、水害に強い地域づくり計画においては地理的・社会的状況を書くし、さっき先生がおっしゃられたような将来のまちづくりにつながる事とか、水害に対する合意というか、地理的・社会的条件とか土地利用動向などをふまえて、まちづくりを考える中で水害対策としての計画等きちんと適切に考えていく、計画していきましょうということを書かれればいいんじゃないかと思います。そういう前文があって、“例えば”というのがあるって、“また、・・・”っていうのは別に無くても。

多々納委員長

“また、・・・”は消していただいていいと思います。“また、”の内容はその一番前に付くと。もうちょっとですか。がんばりましょう。

はい。次、21ページに行かせていただいていいですか。こちらの方はいかがでしょう？

はい、どうぞ、中川先生。

中川委員

一点目。簡単な事ですけど、21ページの下の方角囲みで、“(連続盛土構造物の設定・撤去等)”とありますけど、“設定”というのはあまり言わないよね。それと、22ページの図-12なんだけど、これ、ちょっと私自身もう一つよくわからないんだけど。おそらく、たいがいの人はわからへんのちゃうかなと思うんですけど、ちょっと説明していただけません、これを。

多々納委員長

はい。“設定”のところは“設置”にしたらいんじゃないですかね。

中川委員

“設置”でしょうね。上の図は分かります。20XX年から5年後には、家屋水没の発生確率がこうなったという事ですよ。下がね、下の図。“家屋水没の年発生確率の差分図”、差分図で“9.5%を超える”、“-9.5%を超える”というね。イメージがつかみにくいんですよ。教えてもらえませんか。

事務局

はい。これは河川整備等いろんな変化が起こった後にどれぐらいリスクが緩和したか、あるいは増える部分もあると思うんですが、単純に数値を引き算しただけのものです。

中川委員

発生確率が例えば10%のやつが、5%になったとしたら、5%ということですか。

事務局

はい、そうです。

中川委員

もうちょっとキャプションを分かりやすくできませんか。正確に言うところなるかもしれませんが。かえってマイナスになるところもあるの。

事務局

連続盛土を造ってしまった場合とか。そうすると、氾濫した上流側が深く浸水するということになればリスクが上昇しますので、そういうところは逆にリスクが増えるということもあるかと思えます。

中川委員

ほとんどリスクは増えてますけどね。

多々納委員長

減ってるんですよ。マイナスが減ってるん

ですよ。

中川委員

あ、そうか。マイナスが減ってるんだ。わかった。それにしても、ぱっと見てすぐにはわからない。私だけですかね。

多々納委員長

これ、下の方を大きく書くべきかどうかは分からないと思うんですけど。要するに、効果があったところを示している訳ですよ。流域内対策とか、施設整備とかされた時に「地先の安全度」がどれだけ変わったかということも示しましょうという議論がありましたので、それに対応する図で差を見えるようにしようと思って、大きく強調されたということだと思います。分かりやすいかどうかというのは、確かに分かりにくいのかも知れない。ただ、上の図の二つを比べて変わったっていうだけでも、分かりにくいのかなという気がしますので。

中川委員

差をとったということやね。

多々納委員長

そういうことではないかなと思います。もし書くのなら、“差分図”という言葉よりは“確率の変化”とか、そういう言葉にした方が分かりやすいのかなと思いますけど。でも、何によってというのを書いた方が、本当は分かりやすいのかもしれない。この間の施設整備によって変化したものです、とかね。

中川委員

そう書いた方が分かりやすいですよ。

多々納委員長

そうですね。この間の施設整備によってこういう発生確率が変化したと。あと、その前のところですけど、21ページのところで枠囲みの下のところに、“期待被害額など”って書いてあるところと、図-11のところを“想定被害”と書いてあるのが両方ありまして。上のところは“年平均想定被害額”にさせていただいて、枠囲みの中も“年平均”を付けていただいた方がいいかなと思うんですけど。…これ要るかな、だけ。 “差分図を用いて、表現する”…。差分図を用いなくとも書いてあるんですね。

堀委員

図-12は、三つの図に一つのタイトルに付けてるから。

多々納委員長

ああ、そうか。

堀委員

上の図は差分図ではないですよ。全体のタイトルとして、“家屋水没の年発生確率の”、さっき多々納委員長がおっしゃったように“変化”として、左上に“(A)家屋水没の年発生確率(20XX年)”、右側に“(B)”としてタイトルを付けて、この大きな図の下に“(C)”として“年発生確率の変化(図(B)-図(A))”と書けばいい。

多々納委員長

堀先生、ありがとうございます。だいぶんめろめろになってきました。そういう風にちょっとしていただけるといいかなと。上の本文の文章ですけど、“図-12のような差分図…”。

大久保委員

“図を用いて”で。

多々納委員長

“図を用いて”でいいですね。ただ、大事なのは、この図を用いる事よりも、本当は「地先の安全度」を整備の進捗とともに改定してほしいという事の方が大事で、そこを見えるようになった方がありがたいのですけどね。

山下委員

ここで言いたいのは、5年に1回ぐらいはきちっと地先の安全度に関する情報を更新するとか調査し直して、それに併せて土地利用・建築規制の範囲というのもちろんと見直しをやっていく、あるいは計画の方もそれに併せた対応をとっていくという事が書いてあればいいと。

多々納委員長

そういうことです。

山下委員

別に、図で表現する事が分かりやすいかどうかで、どちらでもいいような話だと思うんですが。

多々納委員長

強調してしまっていますよね。ただ、事業実施の効果みたいなものが分かりやすく出るようにという事ではあると思うんですが。

大久保委員

どこまでどう見直すかっていうのはあまり



詰めてないので、1行目から2行目を“5年に1回程度更新し、施策に反映させるべきである。”ぐらいにしておいたら。

多々納委員長

はい。そうしましょう。

では、“おわりに”でございますが、特に議論は…。どうでしょう。

事務局

多々納委員長の名前が付くかどうかというのは。

大久保委員

どちらでもいいです。趣味の問題。

多々納委員長

いやいや、そんな。そんなのはいいですけど。もう、めろめろになっていて、そんなこと言ってられませんけど。私としてはこちらについては議論はないんですが。

そうすると、全体を通じて詳細に議論いただきまして、時間も少し超過してしまっておりますけれども、全体としまして、ここに示していますように、5つの重点施策それぞれの内容に関して、誤解の無いようにご審議いただけたと思いますが、今これだけは言っておきたいとか、一言ございましたらお伺いしますが。

中川委員

ちょっといいですか。

多々納委員長

はい、どうぞ。

中川委員

滋賀県で、こういった流域治水の中でも重点施策という事で、非常に私は立派な提言がほぼ出来たなと思っておりますし、大変素晴らしいと思っております。

注意しておきたいなと思ったのは、このとりまとめに当たって、前回のオープンでない部会で“流域治水の推進方策について”にしちゃうと、いやちょっと待てよと。重点施策という事で絞ろうという話、ありましたよね。それは当然で、流域治水というのは、提言案の1ページにありますように、河道内で洪水を安全に流下させる対策プラス“ためる”、“とどめる”、“そなえる”なんだと。ここでは、主に“とどめる”、“そなえる”についての、私は、重点施策だと理解しています。

そういうことが“おわりに”のところにもしっかりと書いてあるんですけれども、えて

して、滋賀県の治水対策は今日ここで出す提言が全てなんだっていうか、治水の基本理念みたいに誤解されると、私はいかんと思っています。そういう事を、我々、誤解の無いようにしてほしいというのが希望です。

以上です。

多々納委員長

ありがとうございます。もちろん、最初にもきちんとして書いてございまして、諮問をさせていただいた事について提言させていただいておりまして、その諮問内容には、河道内で洪水を安全に流下させる対策という部分については諮問を受けておりませんので、ここまで踏み込んだ議論をしている訳では当然ない訳ですよね。そこについては、提言書をお渡しする際にもご理解いただいて使っていただけるよう、私の方からもお願いしたいと思います。他に何かございますか。

それでは、以上のような内容の議論をいただきました結果、最終的に提言という形で取りまとめさせていただいて、知事に提出させていただきたいと思います。ただ、まだ若干修正等ございますので、その部分につきましては、また恐縮なんですけども、最終案を早急につくりあげていきたいなと考えております。

どうしたらいいのかな？本来はここで…。後日それを提出させていただきたいと、このように考えております。

山下委員

ちょっとよろしいですか。もちろん、今日の資料1の提言案の“案”を、じゃあこれを取りましようというところまでちょっと行っていなくて、今日の議論で少しまた修正があると思うんですが、基本的なところは我々としてはもう了解はしたし、こういう趣旨で修正していただければとなった訳ですから、あとはもう委員長の方にお任せで処理をしていただければと思いますが。

多々納委員長

委員の方々、よろしゅうございますか。じゃあ、そういう形で私の方で取り扱わせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。ご一任いただいたという事で、最後提言案の“案”が取れるところまで詰めさせていただきます。

ありがとうございました。

堀委員

委員長。修文を前提で、なかなかこういう機会はありませんので、知事に案の段階で渡してもらえれば。

山下委員

お渡ししたら。

多々納委員長

じゃあ。

(多々納委員長から知事へ提言案を提出)

多々納委員長

まだまだ、最後、修文しなければいけません、非常に画期的な内容だと、私ども自負しております。どうぞ、この提言に沿って、素晴らしい流域治水の取り組みを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

### 3 閉会

知事

最後にちょっとご挨拶、お礼を申し上げたいと思います。

ただいま“水害に強い地域づくりのための流域治水の重点施策の推進方策について”ということでご提言をいただきました。昨年の7月に諮問をさせていただきました、それ以降現地調査も合わせますと、都合10回会合を、あるいは会議を開催いただきました。それ以外にもメールなどで、本当に丸一年皆様にお世話になりまして、今回このような形で提言いただいた事を大変ありがたく、うれしく思っております。

この後、この提言に従いまして、県の流域治水政策また河川政策を進めさせていただきたいと思いますが、先ほど中川教授からご指摘ございましたように、ハードのしくみ、これはもちろんしっかりとやらせていただきます。私、4年前にかなりセンセーショナルな形で知事をやらせていただくことになり、その時にハードは何か全て否定するような誤解がございましたが、そのようなことはございません。必要なダムは必要です。ですから、ダムに頼らないのではなく、ダムだけに頼らない、またハードだけに頼らない、ソフトも含めた河川政策ということで進めさせていた

だきたいと思っております。

そのような中で、本日のこの提言は大変画期的なものと、私どもも受け止めております。この後、県としては受け止めさせていただいたものを、まずは市町の皆さんと具体的な協議会を含めて、制度化を図っていきたく思っております。それから、国の方に対しましても、実は、前原国土交通大臣にも途中経過などは、先週もご報告させていただきました。また、夏までには国の方に対しても申し上げていきたく思っております。特に、国の方も、この夏までに様々な新しい河川政策の提言をまとめられるということでございますので、そこに対しても、いわば滋賀モデルとして参考にさせていただけるような働きかけをさせていただきたいと思っております。

そういうことで、昨年の7月以来、本当にご熱心にご討議いただきまして、本当に多々納委員長様、これからも様々な問い合わせなどあると思います。それぞれの皆様の、委員のお立場からの補足的なご意見、また、県の方に対して次の改善点なども含めて、この委員会、終わりではなく、是非続けて、継続してお力をいただきたいと思います。

言葉、言い尽くせませんが、本当に意義のある画期的なご提言をいただきましたことを感謝を申し上げまして、私の方からのお礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

事務局

委員の先生方、また本日お集まりの皆さん、長時間ご苦労様でございました。今後、県では本日ご検討いただきました提言の内容を踏まえまして、流域治水基本方針の策定を進めてまいりたいと考えております。

本来ですと、ここで本日お集まりの皆さまからご意見を御頂戴するところでございますが、何分、本日時間がおしておりますので、県の流域治水政策室のホームページをご覧いただきまして、メールアドレスの方に皆さんからご意見等をいただくとありがたいと思います。皆さんからいろんなご意見をいただき、それを反映させていただく形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の学識者部会、これをもちまして終了させていただきたいと思っております。

皆さん、本日はどうもありがとうございました。

〔午前 12時30分 閉会〕